

扶養控除等の見直し【令和7年度税制改正で決定見込み】

1. 改正の概要

(1)趣旨・背景

児童手当については、2024(令和6)年10月から所得制限の撤廃、第3子以降への増額とともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなった。そのため、15歳以下の取り扱いとのバランスを踏まえ、扶養控除が縮小される。

ひとり親の自立支援を進める観点から、ひとり親控除の所得要件を緩和し、控除額を引き上げる。

(2)内容

(扶養控除の縮小)

	0~2歳	3~15歳	16~18歳	19~22歳
児童手当	第2子まで 1.5万円/月 第3子以降 3万円/月 ※所得制限撤廃	第2子まで 1万円/月 第3子以降 3万円/月 ※所得制限撤廃	第2子まで 1万円/月 第3子以降 3万円/月 ※所得制限なし	なし
扶養控除	なし	なし	所得税 38万円 → 25万円(改正後) 住民税 33万円 → 12万円(改正後)	所得税 63万円 住民税 45万円

(ひとり親控除の拡充)

改正前

改正後

適用対象 合計所得金額 500万円以下 → 合計所得金額 1,000万円以下

控除額(所得税/住民税) 35万円/30万円 → 38万円/33万円

2. 適用時期

所得税 2026(令和8)年以降分より適用(見込み)

住民税 2027(令和9)年度以降分より適用(見込み)

扶養控除等の見直し【令和7年度税制改正で決定見込み】

3. 影響・対応策

16歳から18歳の子供がいる世帯については、扶養控除の縮小により所得税と住民税の負担は増加するが、児童手当の拡充により、所得に関わらず全ての世帯で手取額が増加する。手取り額の増加は所得が低い世帯ほど大きくなり、子供一人につき最大で12万円増加する。一方所得が高くなるほどその恩恵は小さくなり、3.9万円まで減少する。

なお、所得金額の増加による社会保障制度等への影響については、今後注視する必要がある。